構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

青 工 第 ５ ６ 号
平成１７年５月１７日

内閣総理大臣　　殿

青森県知事　三　村　申　吾

平成１７年３月２８日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第６条第１項の規定及び法附則第３条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

１．変更事項
（１）構造改革特別区域計画
　５　構造改革特別区域計画の意義
　７　構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
　８　特定事業の名称
　９　構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
（２）別紙
　特定事業に係る別紙の追加
２．変更事項の内容
　新旧対照表のとおり

（新旧対照表）

新	旧
５　構造改革特別区域計画の意義 （略） 本特別区域計画においては、核燃料サイクル施設や原子力発電所、８つのウインドファーム（ウインドファーム：複数の風力発電装置からなる風力発電所のこと。）が立地するなど良好な風況を活かした我が国最大級の風力発電所などが立地し、多様なエネルギーの研究開発が進められてきたこの地域のポテンシャルを最大限に活かして、今後実施される電力自由化に係る実証研究を全国に先駆けて実施するとともに、分散型電源の普及と新たなエネルギーシステム構築のために不可欠な実証研究や技術開発を推進することによって、エネルギー分野における我が国の構造改革の先進モデルとして今後の改革推進の原動力となることが期待される。 （以下、略）	５　構造改革特別区域計画の意義 （略） 本特別区域計画においては、核燃料サイクル施設や原子力発電所、我が国最大級の風力発電所などが立地し、多様なエネルギーの研究開発が進められてきたこの地域のポテンシャルを最大限に活かして、今後実施される電力自由化に係る実証研究を全国に先駆けて実施するとともに、分散型電源の普及と新たなエネルギーシステム構築のために不可欠な実証研究や技術開発を推進することによって、エネルギー分野における我が国の構造改革の先進モデルとして今後の改革推進の原動力となることが期待される。 （以下、略）
７　構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 （略） 【指標値】 ①　本特区内における新規立地・創業企業数　２０社 ②　本特区内における研究開発プロジェクト実現件数　２３件	７　構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 （略） 【指標値】 ①　本特区内における新規立地・創業企業数　１５社（３年間） ②　本特区内における研究開発プロジェクト実現件数　１０件（３

	年間）
８　特定事業の名称 （１００９）自然エネルギー発電事業 （削除） （１１０５）一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業 （１２０８）特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業	８　特定事業の名称 （１１０３）資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業 （１２０８）特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業
９　構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 【八戸市新エネルギー等地域集中実証研究事業】 本事業は、ＮＥＤＯ（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の事業採択を受けたものであり、太陽光や風力発電といった自然変動電源とその他の新エネルギー等を適切に組み合わせ、これらを制御するシステムを作ることで、地域内で安定した電力・熱供給を行うと同時に、既存の電力ネットワークにも極力影響を与えず、かつコスト的にも適正な「新エネルギーによる分散型エネルギー供給システム」を構築するものである。システムの構成としては、八戸市東部終末処理場で発生する下水汚泥をメタン発酵させ、発生するメタンガスを活用してガ	９　構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

スエンジンにより電力・熱を作り出し、発電した電力を近隣の小中学校や市庁舎に供給するとともに、熱は下水汚泥の発酵促進に利用する。こうした供給方式は、「マイクログリッド」と呼ばれ、将来、新エネルギーや分散型電源の普及、新エネルギーを活用した循環型社会の形成を実現する上で、欠くことのできない実証成果が期待されている。 【六ヶ所地域バイオマス発電設備施設活用電力特定供給事業】 　六ヶ所村周辺の製材所等から発生するバークや木くず、剪定廃材といった木質系バイオマスを中心に発電を行い、周辺の花卉栽培工場や事業所へ電力供給する事業実施に向け検討が進められている。 【横浜地域バイオマス発電設備施設活用電力特定供給事業】 　「菜たね」の作付面積日本一を誇る横浜町において、町内で発生する畜産系バイオマスや菜たねの絞り滓などをバイオマス処理してガスを発生させ、ガスエンジンによる発電で生じる電力と熱を周辺事業所へ供給する事業モデルが計画されており、その過程で発生する堆肥などを活用して、農産物の契約栽培やブランド化を推進することも視野に入れた検討が進められている。 【十和田湖地域コジェネレーション発電設備施設活用電力特定供給	

事業】 　本県を代表する観光地である十和田湖地域において、ホテル、民宿及び温泉事業を行う協同組合の三者による、コージェネレーション設備を利用した電気と熱を供給する事業を実施している。具体的には熱需要の大きなホテルにコージェネレーション設備を設置して熱供給を行い、電力については、ホテル及び周辺の民宿と協同組合へ供給するものであり、平成１７年２月から規制緩和を活用した電力の特定供給が開始されたところである。 【ＩＴＥＲ居住地域分散型電源等発電設備施設電力特定供給事業】 　国際熱核融合実験炉（ＩＴＥＲ）計画は、世界のエネルギー問題及び環境との調和の問題を考え、核融合エネルギーの実用化のための研究開発を行う国際的な科学研究プロジェクトであり、現在、青森県むつ小川原地域を国内候補地と決定し、政府及び青森県の一体となった誘致活動を展開している。国際協議を経て、ＩＴＥＲの立地場所が我が国に決定した場合、この地域には研究者６００名（うち外国人研究者２００名）が滞在する見通しとなっており、こうした研究者等の居住環境として「レイクサイドビレッジ」の整備が検討されている。このレイクサイドビレッジでは、「自然エネルギーを積極的に活用した環境共生住宅や環境負荷の低減を目指した新しいエネルギーシステム」の整備を行うこととし、特に戸建て住宅の整備にあたって、コジェネレーションタイプの電熱供給設備を利用した最適化エネルギー	

システムの導入により、建物の省エネルギー化や快適性の向上を図ることとしている。 【環境・エネルギー産業創造特区推進事業】 　青森県では、国際的なエネルギー開発・供給拠点が形成されつつあり、ゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本特区の区域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進するため、環境・エネルギー産業創造特区推進事業を実施している。	【環境・エネルギー産業フロンティア形成推進事業】 　県では、むつ小川原地域及び八戸市への環境・エネルギー産業の立地促進を図るため、平成１５年度「環境・エネルギー産業フロンティア形成推進事業」を積極的に推進することとしており、以下の具体的事業の実施に必要な経費を平成１５年度当初予算に盛り込んでいる。 ①　環境・エネルギー産業パイロットプロジェクト推進事業（８，８００千円） 　環境・エネルギー分野での産業フロンティアの形成を図るため、県としてモデル的に実施していくべきプロジェクトに係る事業可能性調査を実施する。 ②　環境・エネルギー産業創造特区企業立地促進費補助金（５００，０００千円） 　県の誘致企業であって、むつ小川原地域及び八戸市に立地する環境・エネルギー産業に属する企業に対して、投下資本額の１０～２０%、最大５億円の補助金を交付する。 ③　環境・エネルギー関連企業等立地促進事業（５，７００千円） 　環境・エネルギー分野での事業化に関心を寄せる企業等を対象に、環境・エネルギー産業創造特区のパンフレットのダイレクトメールや

        【新むつ小川原開発基本計画の策定】 （以下、略）	個別企業訪問・現地視察会の実施など大規模な誘致活動を展開し、むつ小川原地域及び八戸市への関連企業の立地促進を図る。 ④　環境・エネルギー関連ベンチャー創出支援事業（９，４００千円） 　環境・エネルギー分野において、新製品・新サービス等を導入して新たに創業しようとする者や創業後間もない中小企業者等に対し、創業に要する経費を助成することにより、創業期における中小企業者や個人の初期投資及びリスク負担の軽減を図り、関連ベンチャービジネスの起業化を図る。 【新むつ小川原開発基本計画の策定】 （以下、略）
別　紙 １　特定事業の名称 　　１００９　自然エネルギー発電事業 ２　当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 　　環境・エネルギー産業創造特区内の六ヶ所村及び東北町において、国有林野５ヘクタールを超えて有償により貸付け等を受け、一般電気事業者への売電を目的とし、自ら風力発電施設又は送電線等の施設を設置し、風力発電事業を行う民間事業者	

３　当該規制の特例措置の適用の開始の日 **特区計画変更認定の日から** **４　特定事業の内容** **新エネルギーについては、環境に与える負荷が小さいことなどから、積極的な導入が望まれており、国においても、新エネルギー導入について、２０１０年度に一次エネルギー総供給量の３％の導入目標を掲げ、風力発電に関して３００万ｋＷの導入を目指している（２００１年７月総合資源エネルギー調査会長が経済産業大臣へ答申）。また、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（ＲＰＳ法）」施行により、一般電気事業者は、販売する電力量に応じて新エネルギー等電気（新エネルギー等により発電された電気）を一定割合利用することが義務づけられ、同法に、その新エネルギー等電気の一つとして風力発電が位置付けられている。** **東北電力㈱においては、風力発電からの電力を入札等で長期契約により受け入れており、その規模は平成１５年度末で約２８万ｋＷとなっている。さらに、平成１８年度末までには４７万ＫＷの電力を風力発電から購入する予定となっている（東北電力㈱ホームページ「当社の新エネルギーに対する取り組み」）。他方、全国ベースにおいては、平成１５年度末現在で、約６８万ｋＷの**	

導入に留まっており、２０１０年度の風力発電導入量の目標である３００万ｋWに向けて、今後さらなる風力発電の導入が必要とされている。 一方、京都議定書が平成１７年２月に発効したことから、我が国においては、温室効果ガス排出量について２００８年から２０１２年までに基準年（１９９０年）の６％を削減することが必要な状況となっている。 こうした中で、本県は２００４年３月時点で全国の風力発電量６８万KWのうち１６万KWを発電し、都道府県順位１位となっている。特に本特区申請エリアは良好な風況に恵まれており、民有地においては、大規模な風力発電機を中心に、８つのウインドファーム（ウインドファーム：複数の風力発電装置からなる風力発電所のこと。民有地のウインドファームにおいては、風力発電機１０６基が設置されている。）が立地するなど、その発電量は１５万４千KWに達しており、今後は、その恵まれた風況ポテンシャルを活かし、より多くの風力発電の立地を促進することにより、自然エネルギーの導入推進による循環型社会の構築や地域経済の活性化を図っていく必要があると考えている。 [redacted]	

[redacted] 　しかしながら、大規模風力発電施設の立地適地周辺には、広範囲に国有林野が存在しており、国有林野内において一般電気事業者への売電を目的として民間事業者が行う風力発電事業に係る風力発電施設の整備を行う場合、①風力発電機（風車）の設置に際し、多くの面積を国有林野からの貸付け等による必要があること、②当地域においては、容量の関係から既存の送電線網を活用することが既に限界に達していることから、風力発電事業者が一般電気事業者の所有する変電施設まで、自ら送電線の整備を行う必要があるため、この整備に要する面積に相当する国有林野の貸付け等が必要となる。 　このようなことから、今回の構造改革特区制度における自然エネルギー発電事業を活用し、国有林野の機能・目的を妨げない限度において、５ヘクタールを超えて有償による国有林野の貸付け等により、本特区申請エリア内での大規模風力発電事業の具体化を促進し、新エネルギーの導入促進や温室効果ガスの削減を図るとともに、地域における経済の活性化や雇用の創出に資するものである。 　なお、東北電力㈱が実施する大規模風力発電入札における募集期日については、平成１５年度大規模風力発電入札において、同年８月に入札募集が開始されているところであり、平成１７年	

度についても８月頃の入札募集開始が想定されるところである。 ５　当該規制の特例措置の内容 ①売電を行う民間事業者名 [redacted] ②発電能力 [redacted] ③売電供給先の一般電気事業者名 [redacted] ④年度ごとの売電供給量（予定） [redacted]	

[redacted] ⑤設置しようとする発電施設、蓄電施設又は送電線等の施設の内容 [redacted] ⑥国有林野の貸付け等を受ける面積（予定）　３２ha	
（削除）	別　紙 １　特定事業の名称 　１１０３　資本関係によらない密接な関係による電力の特定供給事業 ２　当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

	環境・エネルギー産業創造特区内において、発電設備を所有する供給者及び当該発電設備から電力の供給を受ける需要家。（当該発電設備の維持管理を行うための民法組合の契約を締結している供給者及び需要家に限る。） ３　当該規制の特例措置の適用の開始の日 特区計画認定の日から ４　特定事業の内容 近年、自家発電装置を導入する事業所が増加しており、また、環境対策の面からも新エネルギー等を活用した分散型電源の普及が望まれている。また、今後、こういった分散型電源の導入による省エネルギー、省コスト効果を拡大していくためには、事業者間等の間で､エネルギーの需給に対応した最適利用を図っていく必要がある。 本地域は、既に国内最大級の風力発電の立地実績があり、また、我が国有数の畑作酪農地帯であり､豊富なバイオマス資源に恵まれるなど新エネルギー導入のポテンシャルが高い。しかしながら、こうした発電装置により発生した電力を周辺事業所へ供給するためには､特定規模電気事業である場合を除き、電気事業法第１７条に基づく特定供給の許可を受けなければならず、これまでその要件は､同法第１７条第２項第１号に基づく同法施行規則第２１条によ

	り、生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係を有する場合に限定されていた。 従って、当該発電設備を共同で維持管理するための民法組合を組織している場合には、県が当該組合の契約を確認し、供給者、需要家及び県の３者で協定を締結することにより、生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、本特区内に設置される発電設備を所有する供給者が本特区内に所在する需要家に対して電力供給することを可能とするものである。 こうした措置により、自家発電装置を導入している事業所では、生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係がない周辺事業所へ直接電力供給を行うことが可能となる。このことによって、電力需要家のエネルギーコストの削減とともに、バイオマス発電、コジェネレーション発電、燃料電池、太陽光発電、リサイクル発電等発電事業の事業性の向上が実現される。また、こうした分散型電源の普及促進、省エネルギー・新エネルギー対策の推進や温室効果ガスの排出削減、エネルギーの最適利用モデルの実現が図られるものである。 ５　当該規制の特例措置の内容 発電設備を所有する供給者及び当該発電設備施設から電力の供給を受ける需要家が民法組合を組織して、資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業を実施しようとする場合は、当

	該民法組合の代表者が県に対して、当該民法組合の契約書の写しを添付して当該事業の実施を希望する旨の申請を行うものとする。 　この申請を受けた県は、当該民法組合が発電設備施設の維持管理を行うとともに、その関係が今後も長期にわたり継続することが見込まれる場合に、特定事業の要件を満たしていると認め、当該民法組合に参加する供給者、需要家及び県の３者間で、以下に掲げる「密接な関係による電力の特定供給事業に関する協定」を締結するものとする。 　なお、供給者が電気事業法第１７条第１項に基づく同法施行規則第２０条に定める特定供給許可申請を行うときは、実際の個別需要家名の入った当該協定の写しを添付することとする。 密接な関係による電力の特定供給事業に関する協定書 　青森県（以下、「県」という。）、○○株式会社（以下、「供給者」という。）及び○○株式会社（以下、「需要家」という。）は、構造改革特別区域法に基づき、青森県が推進する「環境・エネルギー産業創造特区」構想に係る特定事業として、「資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業」を実施することを目的として、次のとおり協定を締結する。 （特定事業の適用範囲）

	第１条　本協定は、供給者及び需要家が民法上の組合契約を締結し、当該組合が保有又は維持管理する発電設備施設により、供給者が需要家に電力供給する事業について適用する。 （特定事業の実施場所） 第２条　本協定に係る発電設備施設の設置場所は、青森県○○郡○○町大字○○字○○番地とする。 （組合の契約） 第３条　供給者及び需要家が民法上の組合契約を締結したときは、その契約書を県に提出しなければならない。契約を変更した場合も、同様とする。 （電気料金の費用負担の方法） 第４条　供給者は、県に提出した契約書において、電気料金の負担の方法が適正かつ明確であり、特定の需要家に対して不当な差別的な取扱いを行うものではない旨を規定した事項に従って、需要家に電気料金の負担を求めるものとする。 （配線工事の費用負担の方法） 第５条　供給者は、県に提出した契約書において、配線工事の費用の負担の方法が適正かつ明確であり、特定の需要家に対して不当な差別的な取扱いをするものではない旨を規定した事項に従って、需要家に配線工事の費用の負担を求めるものとする。 （各需要家の利益を阻害しない対策） 第６条　供給者は、県に提出をした契約書において、供給者が需要家に

	対して安定的に電力供給するなど需要家の利益を阻害しない対策を講じる旨を規定した事項に従って、需要家の利益を阻害しない対策を講じるものとする。 （その他） 第７条　本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、当事者がその都度協議して決定するものとする。 本協定の成立を証するため、この協定書を３通作成し、各自その１通を保有するものとする。 平成　　年　　月　　日 青森県　青森市長島１丁目１番１号 青森県知事　三　　村　　申　　吾 供給者　青森県○○郡○○町大字○○字○○番地 株式会社○　○　○　○ 代表取締役　○　○　○　○ 需要家　青森県○○郡○○町大字○○字○○番地 株式会社○　○　○　○ 代表取締役　○　○　○　○

別　紙 １　特定事業の名称 　　１１０５　一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業 ２　当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 　　環境・エネルギー産業創造特区内において、構造改革特別区域基本方針別表１「１１０５」における「特例措置の内容」欄の「２．条件」に定める条件を満たす小規模ガスタービン発電設備を設置する者 ３　当該規制の特例措置の適用の開始の日 　　特区計画変更認定の日から ４　特定事業の内容 　　青森県では、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減などの観点から、環境負荷の少ないエネルギーの利用、高効率のエネルギー利用のため、新エネルギーの導入及び省エネルギー関連施策を進めている。特に本県は積雪寒冷地に属するため、電気と熱を同時に利用するコージェネレーションは、エネルギーの効率的利用や省エネルギーの手段として極めて有効なシステムと考え	

られ、マイクロガスタービンなどをはじめとするコージェネレーションの普及に向けた取組みを推進している。 電力需要と熱需要を組み合わせ、総合効率を高めるため、小規模ガスタービン発電設備の設置方法としては、電力会社から受電している一般家庭に設置する場合等が考えられる。 現行では、ガスタービンによる発電設備は、電気事業法により事業用電気工作物として位置づけられていることから、保守管理における電気技術主任者の選任などが必要とされている。 一定の要件を満たす小規模ガスタービン発電設備について、一般用電気工作物として扱うことが可能とする特例措置が認められることにより、事業用電気工作物に必要な電気技術主任者の選任などが不要となり、導入促進が図られるものである。 この小規模ガスタービン発電設備の導入により、環境負荷を低減させ、エネルギー起源の二酸化炭素排出量削減など、地球温暖化防止に貢献するものであるとともに、エネルギーの総合的な利用効率を向上させることが可能となり、最適エネルギー利用モデルの形成を図るものである。 ５　当該規制の特例措置の内容 構造改革特別区域基本方針別表１「１１０５」における「特例措置の内容」欄の「２．条件」に定める条件を満たす小規模ガス	

タービン発電設備の設置に際し、同方針別表１「１１０５」における「特例措置の内容」欄の「「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和４０年通商産業省令第５２号）第１条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること」及び「保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第５０条第１項第１号、第３号、第４号、第６号及び第７号に示される事項に相当する事項が定められること」が、個々の機器毎に確保されていることを確認するため、学識経験者や専門家等で構成する「青森県小規模ガスタービン発電設備安全性評価委員会（仮称）」を設置する。 　同委員会は、小規模ガスタービン発電設備を設置する者から提出された「小規模ガスタービン発電設備設置計画（仮称）」について、設置する小規模ガスタービン発電設備の仕様、燃料、能力、設置後の点検・メンテナンス体制、災害その他非常の場合における保安体制など、安全性確保の観点から評価を行い、承認された場合は、当該機器を一般用電気工作物と位置付けることができるものとする。（別添参考資料を参照。） 　なお、委員会における検討項目、承認基準等の詳細については、個別案件毎の設置条件を踏まえながら、委員会において協議のう	

え決定することとする。	